

福祉医療費助成制度の医療証にあわせて

# 国の公費負担制度の 受給者証をご提示ください

国の公費負担制度の対象となる、障がい(人工透析療法など)や難病などの治療を受ける患者さんで、国の公費負担制度の受給者証等と大阪府の福祉医療費助成制度の医療証の両方お持ちの方は、**被保険者証や福祉医療費助成制度の医療証に併せて、下記の「国の公費負担制度」の受給者証等も提示をお願いします。**



## 【国の公費負担制度】

○ ○ ○ ○ ○									
公費負担者番号 ※※									
公費負担医療の受給者番号									

この部分  
に注目!!

※※ (最初の2桁)	受給者証等の名称
-	特定疾病療養受療証
10	患者票
13	療養券
15	自立支援医療受給者証(更生医療)
19	被爆者健康手帳
23	養育医療券
51	特定疾患医療受給者証
	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
52	小児慢性特定疾病医療受給者証
54	特定医療費(指定難病)受給者証

上記のほか、11、16、21、38、66などで公費負担者番号が始まる国の公費負担制度があります

+(にあわせて)

## 【福祉医療費助成制度】

○ ○ ○ ○ ○									
公費負担者番号 ※※									
公費負担医療の受給者番号									

公費負担者番号が…

- 「80」で始まる障がい者医療費助成
- 「82」で始まるひとり親家庭医療費助成
- 「86」で始まる乳幼児医療費助成

福祉医療費助成制度は、大阪府と市町村の財源だけで実施されている地方単独の事業であり、この制度を安定的・継続的に実施していくために、皆様方も積極的に国の公費負担制度を活用くださいますようお願いいたします。

くわしくは、お住まいの市(区)町村の福祉医療費助成担当課などへお尋ねください。

